

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。また、株主総会後の株主懇談会を取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 第93期 定時株主総会招集ご通知

## 日時

2022年6月24日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

[郵送またはインターネットによる議決権行使期限]

2022年6月23日(木曜日)午後5時30分まで

## 場所

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号  
当社 本社11階会議室

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

## 新型コロナウイルスに関するお知らせ

- ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ◆株主総会会場において、検温やマスク着用等、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じさせていただきます場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- ◆書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、積極的にご活用くださいますようお願い申し上げます。



# 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

ここに第93期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。2022年3月期は、新型コロナウイルス感染症の変異株が相次いで発生することによりグローバルでの感染の収束に至らず、我が国でも緊急事態宣言等が断続的に発出されました。また、半導体不足による自動車の生産台数の減少や東南アジアでの感染拡大による部品の供給不足、原材料価格や物流コストの上昇、そして2月にはロシアがウクライナに軍事侵攻を開始し、円安が急速に進行するなど、企業活動にとって極めて波乱要素の多い年となりました。

このように目まぐるしく事業環境が変化する中で、当社は2021年度から新中長期経営計画「SHIFT2030」をスタートさせ、外部環境の変化への対応を積極果敢に進め、一段と拡大する物流市場でのビジネス拡大などにより、事業規模の拡大をはかりました。

当社は引き続き「SHIFT」を合言葉に、革新に挑戦し続けます。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2022年6月

代表取締役社長 石切山 靖順



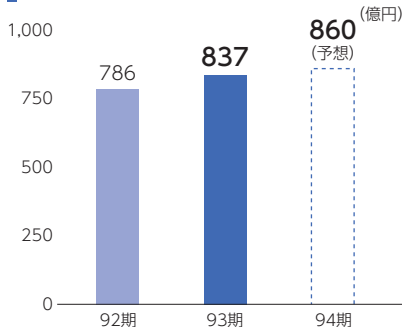
● 株主の皆様へ	1	第93期定時株主総会招集ご通知添付書類	
● 第93期定時株主総会招集ご通知	3	● 事業報告	19
● 株主総会参考書類	6	1 企業集団の現況に関する事項	19
第1号議案 剰余金の処分の件	6	2 会社の株式に関する事項	31
第2号議案 定款一部変更の件	7	3 会社の新株予約権に関する事項	32
第3号議案 取締役9名選任の件	9	4 会社役員に関する事項	33
第4号議案 監査役1名選任の件	17	5 会計監査人の状況	41
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	18	6 会社の体制及び方針	42
		● 連結計算書類	47
		● 計算書類	49
		● 監査報告書	51

## ● 連結決算ハイライト

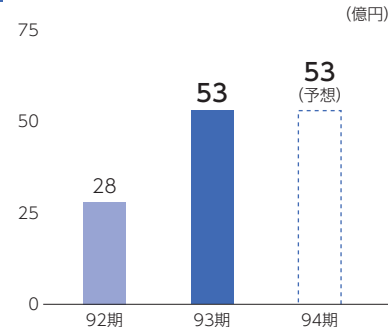
売上高*	837億円	—
営業利益	53億円	前年度比 86.5%増
経常利益	131億円	前年度比 123.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	104億円	前年度比 122.1%増

(※)93期より「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、当期の売上高の対前年同期増減率は記載しておりません。

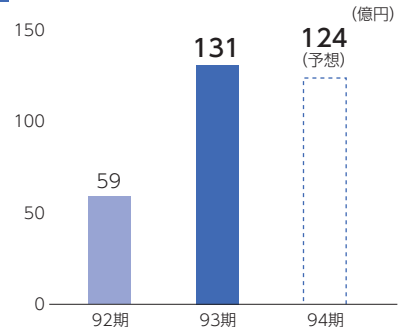
### 売上高\*



### 営業利益

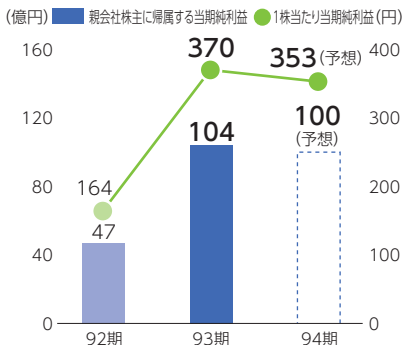


### 経常利益

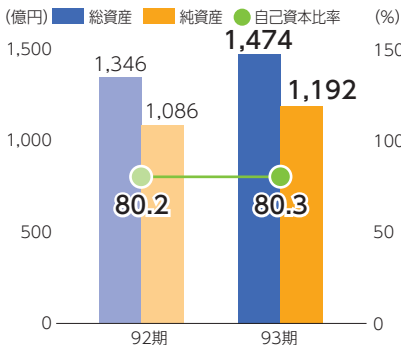


(※)93期より「収益認識に関する会計基準」等を適用しています。  
この会計基準を92期に適用したと仮定した場合734億円となります。

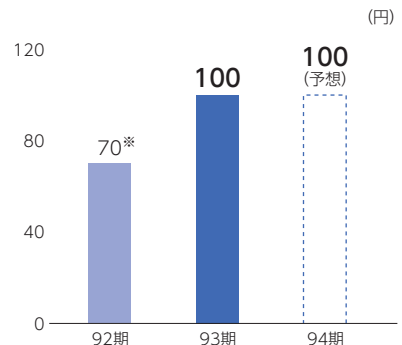
### 親会社株主に帰属する当期純利益／ 1株当たり当期純利益



### 総資産／純資産／自己資本比率



### 1株当たり年間配当金



(※)92期配当金は記念配当5円を含みます。

本資料に記載されている内容は、将来に関する前提、見通し、計画に基づく予想が含まれており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

株 主 各 位

[証券コード 5186]

2022年6月7日

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

**ニッパ株式会社**

代表取締役社長 石切山 靖順

## 第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- ① 日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時
- ② 場 所 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号  
当社 本社11階会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
- ③ 目的事項 報告事項 1. 第93期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第93期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)  
計算書類の内容報告の件

- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

## 議決権行使についてのご案内

### 当日ご出席の場合



本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主様でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

### 当日ご出席されない場合



#### 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。



#### インターネット等による議決権行使の場合

5頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに行使していただきますようお願い申し上げます。スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

※書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### その他本招集ご通知に関する事項

- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nitta.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。
- ②監査役、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載の事項となります。

### ご案内

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nitta.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

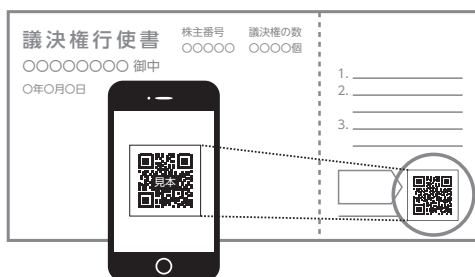
行使期限

**2022年6月23日(木曜日)**  
**午後5時30分まで**

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

### 「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。  
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

#### アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

ログイン

●議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。  
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。  
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード

ログイン 閉じる

### インターネットによる議決権行使の操作方法に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使の操作方法に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

**0120-652-031** [受付時間 (午前9時~午後9時)]

### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

また、当期よりスタートした中長期経営計画『SHIFT2030』のフェーズ1（2022年3月期～2025年3月期）の期間における配当方針は、この基本方針を維持しつつ、「連結配当性向 30%を目安に、安定的且つ着実な配当を継続的に実施する」こととしております。

第93期期末配当につきましては、上記の方針に基づいて、以下のとおりといたしたいと存じます。

### ① 配当財産の種類

金銭

### ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金65円

配当総額 1,861,637,570円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は、普通株式1株につき金100円となります。

### ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>



現行定款	変更案
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)</u>から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	再任	いしきりやま やすのり 石切山 靖 順	代表取締役社長兼社長執行役員 指名・報酬委員会委員	
2	再任	こばやし たけし 小林 武 史	代表取締役兼専務執行役員 コーポレートセンター管掌 指名・報酬委員会委員	
3	再任	しまだ はるみ 島 田 晴 示	取締役兼常務執行役員 ニッタ・ムアール事業部兼テクニカルセンター管掌	
4	再任	はぎわら とよひろ 萩 原 豊 浩	取締役兼執行役員 関連会社担当 ゲイツ・ユニッタ・アジア(株)代表取締役副社長	
5	再任	きたむら せいいち 北 村 精 一	取締役兼執行役員 工業資材事業部長	
6	新任	しのだ しげき 篠 田 重 喜	常務執行役員 コーポレートセンター長兼購買担当	
7	再任	なかお まさたか 中 尾 正 孝	取締役 指名・報酬委員会委員長 公認会計士中尾正孝事務所 所長 オカダアイオン(株)社外監査役	社外 独立役員
8	再任	とよしま ひろえ 豊 島 ひろ江	取締役 指名・報酬委員会委員 中本総合法律事務所 弁護士 日東富士製粉(株)社外取締役(監査等委員)	社外 独立役員
9	再任	いけだ たけひさ 池 田 剛 久	取締役 指名・報酬委員会委員 三井住友ファイナンス&リース(株) 代表取締役専務執行役員	社外 独立役員

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立役員 東京証券取引所届出独立役員候補者

候補者番号

1

い し き り や ま や す の り  
石切山 靖順

再 任

(1956年6月8日生)



所有する当社の株式の数

—14,199株—

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社  
 2013年 4月 当社工業資材事業部副事業部長  
 2015年 6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長  
 2018年 6月 当社取締役兼常務執行役員工業資材事業部長  
 2019年12月 当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任)

## 取締役候補者とした理由

石切山靖順氏は、ベルト・ゴム製品部門において「モノづくり」の核である製品開発及び品質管理業務に長年携わり、海外子会社での勤務経験も有しています。2019年12月より代表取締役社長に就任し、中長期経営計画「SHIFT2030」の策定をリードするとともに現在その実行に取り組んでいます。取締役会は、同氏の見識や経験を取締役会における経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 石切山靖順氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

こ ば や し た け し  
小林 武史

再 任

(1954年12月30日生)



所有する当社の株式の数

—13,423株—

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年 3月 当社入社  
 2017年 6月 当社取締役兼執行役員総務CSR、経営管理、人事担当  
 2018年 6月 当社取締役兼常務執行役員総務CSR、経営管理、人事担当  
 2019年12月 当社取締役兼専務執行役員総務CSR・経営管理管掌、人事担当  
 2020年 3月 当社代表取締役兼専務執行役員総務CSR・経営管理管掌、人事担当  
 2021年 4月 当社代表取締役兼専務執行役員コーポレートセンター管掌(現任)

## 取締役候補者とした理由

小林武史氏は、長年に亘り当社管理部門において企画・会計・人事業務に従事し、企業経営及び会計に関する高次の知見を有しています。2020年3月より代表取締役に就任し、豊富な経験と専門的知見を生かし、取締役会において経営上の重要事項について提言を行うとともに執行の監督を行っています。取締役会は同氏の経験や知見を取締役会における経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 小林武史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

しまだ はるき  
島田 晴示

再任

(1956年5月17日生)



所有する当社の株式の数

9,116株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年4月 当社入社
- 2013年4月 当社ニッタ・ムアーカンパニー副事業部長
- 2015年6月 当社執行役員ニッタ・ムアー事業部副事業部長兼名張工場長
- 2019年6月 当社取締役兼執行役員ニッタ・ムアー事業部長兼名張工場長
- 2020年6月 当社取締役兼常務執行役員ニッタ・ムアー事業部長
- 2021年4月 当社取締役兼常務執行役員ニッタ・ムアー事業部兼テクニカルセンター管掌(現任)

#### 取締役候補者とした理由

島田晴示氏は、ホース・チューブ製品部門の製品開発及び生産管理に長年携わり、2019年6月には取締役兼同部門の事業部長に就任、同部門の事業拡大と生産性向上をリードしてきました。2021年6月からは同部門に加え、テクニカルセンターも管掌し、新製品・新技術開発を指導しています。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループ経営上の重要事項の提言や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 島田晴示氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

はぎわら とよひろ  
萩原 豊浩

再任

(1961年1月16日生)



所有する当社の株式の数

5,795株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2014年7月 当社工業資材事業部グローバルマーケティング部長
- 2018年6月 当社執行役員工業資材事業部副事業部長
- 2019年12月 当社執行役員工業資材事業部長
- 2020年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
- 2021年4月 当社取締役兼執行役員関連会社担当(現任)
- 2021年6月 ゲイツ・ユニッタ・アジア株式会社 代表取締役副社長(現任)

#### 取締役候補者とした理由

萩原豊浩氏は、国内外での顧客開拓や海外子会社の経営に従事するなど、当社グループのグローバル展開に寄与し、国際的なビジネスの知見と経験を積み重ねてきました。2020年6月には取締役兼工業資材事業部長に就任し、2021年6月からは当社グループの収益面で貢献度の大きい関連会社担当役員を務めています。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループ経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 萩原豊浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号  
5

きたむら せい い ち  
北村 精一

再任

(1962年1月11日生)



所有する当社の株式の数

4,813株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 当社入社
- 2012年4月 当社営業本部開発営業グループ部長
- 2014年7月 当社工業資材事業部ベルト事業グループ技術部長
- 2019年4月 当社工業資材事業部ベルト事業グループ技術部上席部長
- 2019年12月 当社執行役員工業資材事業部副事業部長
- 2021年4月 当社執行役員工業資材事業部長
- 2021年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長(現任)

取締役候補者とした理由

北村精一氏は、ベルト・ゴム製品部門の製品開発及び生産管理業務に従事し、製品に関する高度な知見を有しており、また、米国子会社の経営に従事、更には営業に従事した経験も有しています。2021年6月には取締役兼工業資材事業部長に就任し、同部門の事業拡大と生産性向上をリードしています。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 北村精一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号  
6

しの だ し げ き  
篠田 重喜

新任

(1959年8月26日生)



所有する当社の株式の数

5,356株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1982年4月 当社入社
- 2008年4月 当社RETS事業部管理部長
- 2014年7月 当社経営戦略室部長
- 2017年6月 当社執行役員経営戦略室長
- 2021年4月 当社執行役員コーポレートセンター長兼購買担当
- 2021年6月 当社常務執行役員コーポレートセンター長兼購買担当(現任)

取締役候補者とした理由

篠田重喜氏は、当社入社以来、ベルト製品の販売、メカトロ製品やセンサ製品の新規市場開拓、並びに営業戦略等の策定に取り組んできました。2017年6月からは当社執行役員を務め、現在の中長期経営計画である「SHIFT2030」の策定にも主導的な役割を果たしてきました。取締役会は、同氏の知見と経験を当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、この度、取締役候補者としていたしました。

(注) 篠田重喜氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号  
7

な か お ま さ た か  
中尾 正孝

再任 社外 独立役員  
(1952年8月15日生)



所有する当社の株式の数

なし

社外取締役在任期間

6年

2021年度 取締役会等  
出席状況

取締役会 12回/12回中

社外役員連絡会 13回/13回中

CSR推進・リスク管理委員会 4回/4回中

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1976年4月 監査法人朝日会計社(現 有限責任 あずさ監査法人)入社
- 1979年8月 公認会計士登録
- 2001年6月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)  
大阪事務所監査第1事業部第2部長
- 2001年6月 同監査法人 パートナー就任
- 2015年7月 公認会計士中尾正孝事務所長(現任)
- 2016年6月 当社取締役(現任)
- 2017年6月 オカダアイオン株式会社社外監査役(現任)

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中尾正孝氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門的な知見を有し、2016年6月からは、当社社外取締役として、取締役会や指名・報酬委員会等において、積極的にご意見やご提言をいただき、当社グループの経営の監督に貢献いただいております。同氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に参与した経験はありませんが、取締役会は、上述の理由により、今後も引き続き社外取締役として当社グループの経営について適切な監督を行い、企業価値向上に寄与いただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 1.中尾正孝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.当社は、中尾正孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

候補者番号  
8

とよしま え  
豊島 ひろ江

再任 社外 独立役員  
(1967年9月28日生)



所有する当社の株式の数

なし

社外取締役在任期間

2年

2021年度 取締役会等  
出席状況

取締役会 12回/12回中  
社外役員連絡会 13回/13回中  
CSR推進・リスク管理委員会 4回/4回中

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1998年4月 弁護士登録(司法修習第50期)
- 1998年4月 中本総合法律事務所勤務
- 2005年12月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2009年4月 中本総合法律事務所パートナー就任(現任)
- 2015年10月 株式会社サンエス社外取締役就任(～2018年3月)
- 2020年6月 当社取締役(現任)
- 2020年6月 日東富士製粉株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

豊島ひろ江氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、弁護士としての豊富な経験に加え、企業法務及び国際取引契約に関する専門的な知見を有し、2020年6月から当社社外取締役として取締役会等において当社グループ経営上の重要事項の審議において積極的にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいています。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、取締役会は上述の理由により、今後も引き続き社外取締役として当社の経営について適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与いただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1.豊島ひろ江氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2.当社は、豊島ひろ江氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。



候補者番号  
9

い け だ た け ひ さ  
池田 剛久

再 任 社 外 独立役員  
(1958年 11月12日生)



所有する当社の株式の数

なし

社外取締役在任期間

1年

2021年度 取締役会等  
出席状況

取締役会 9回/9回中  
社外役員連絡会 10回/10回中  
CSR推進・リスク管理委員会 3回/3回中

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行  
2011年4月 同行 執行役員本店営業第六部長  
2013年4月 同行 常務執行役員  
名古屋営業本部名古屋営業部担当兼名古屋法人営業本部長  
2015年4月 同行 常務執行役員  
法人部門副責任役員(東日本担当)  
2016年5月 三井住友ファイナンス&リース株式会社専務執行役員  
2016年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員  
2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員  
兼 三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員  
2020年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社代表取締役専務執行役員(現任)  
2021年6月 当社取締役(現任)

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

池田剛久氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、長年に亘り大手金融機関で営業に従事し、企業の事業戦略の策定・展開を企業財務の面からサポートしてこられました。また、近年は同金融機関の執行役員として経営の執行にあたり、その後、大手リース会社の取締役として経営に携わってこられました。取締役会は、同氏がこのように豊富なビジネス経験と企業財務に関する専門的な知見を有し、2021年6月から当社社外取締役として取締役会等において当社グループ経営上の重要事項の審議において積極的にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいていることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。

なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。同氏が代表取締役を務める会社と当社との間には、当社が使用する設備に関するリース契約の取引がありますが、直前事業年度における当該社の売上高及び当社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。

- (注) 1. 池田剛久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、池田剛久氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。  
3. 池田剛久氏の取締役会等出席状況は、2021年6月24日の就任後に開催された回数のみを対象としています。

#### 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

## 当社取締役候補者及び執行役員の専門性と経験 (スキルマトリックス)

・取締役候補者の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	専門性と経験					
		企業経営 組織運営	国際性	営業販売 マーケティング	製造技術 研究開発	人事・法務・ リスク管理	経営戦略 財務会計
1	石切山 靖 順	●	●		●		
2	小林 武 史	●				●	●
3	島田 晴 示	●			●	●	
4	萩原 豊 浩	●	●	●			
5	北村 精 一	●	●	●	●		
6	篠田 重 喜	●		●			●
7	中尾 正 孝	●	●				●
8	豊島 ひろ江	●	●			●	
9	池田 剛 久	●		●			●

・当社は、執行役員制度を導入しております。本定時株主総会終結後に開催される取締役会において選任予定である取締役を兼務しない執行役員の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

役位	氏名	専門性と経験					
執行役員	吉田 隆彦	●	●		●		
執行役員	鈴木 弘樹	●	●	●			
執行役員	木下 一成	●				●	●
執行役員	濱田 雄二	●		●		●	
執行役員	石塚 隆文	●			●	●	
執行役員	泉 敦	●	●		●		
執行役員	磯田 修一	●	●	●			●
執行役員	平田 圭司	●		●	●		

## 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役森本 三義氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。  
なお、本監査役候補者は森本 三義氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時(2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時)までとなります。  
また、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言及び監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

まつうら かずよし  
**松浦 一悦** 新任 社外 独立役員  
(1963年3月16日生)



所有する当社の株式の数  
なし

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年4月 松山大学経済学部助教授  
2000年4月 松山大学経済学部教授(現任)  
2006年11月 日本EU学会理事(現任)  
2011年1月 学校法人松山大学常務理事(～2014年11月)  
2018年4月 松山大学経済学部 学部長(～2020年3月)

### 社外監査役候補者とした理由

松浦一悦氏は、国際経済及び国際金融・通貨制度を専門分野とする経済学者として豊富な経験及び幅広い知見を有しており、これらを当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 松浦一悦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、松浦一悦氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額となります。

### 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしましたことと存じます。

なお、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言及び監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

にしむら さとこ  
**西村 智子**  
 (1967年1月14日生)

補欠の社外監査役



所有する当社の株式の数  
 なし

### 略歴及び重要な兼職の状況

- 1989年10月 監査法人朝日新和会社(現 有限責任 あずさ監査法人)入社
- 1993年 8月 公認会計士登録
- 2001年 3月 西村智子公認会計士事務所所長(現任)
- 2002年10月 税理士登録  
西村智子税理士事務所所長(現任)
- 2022年 2月 象印マホービン株式会社 補欠の監査等委員である社外取締役(現任)

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

西村智子氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験を有しており、それらを当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としていたしました。また、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 西村智子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村智子氏が、社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。西村智子氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株の相次ぐ出現に対して、各国でのワクチン接種の普及や景気支援策により、防疫と経済活動の両立に進展がみられ、景気は回復基調で推移しました。国内経済におきましても、ワクチン接種の普及もあり、停滞していた経済活動が徐々に再開され、景気は持ち直しが見られました。一方、直近においては、ロシアによるウクライナ侵攻を起因とするさらなる原材料価格の高騰やサプライチェーンの混乱、急激な円安の進行がみられるなど、世界経済の不透明感は益々高まっています。

当社グループ製品の主要需要業界におきましては、物流業界向けや半導体業界向けの需要が好調に推移し、工作機械向け等の需要も堅調に推移しました。自動車業界向けの需要は、第2四半期までは前年同期に比較し回復傾向であったものの、第3四半期以降、半導体不足等の影響で減速しました。

このような環境下、当社グループの当連結会計年度における売上高は、837億3千4百万円(前連結会計年度は786億

9千7百万円)となりました。なお、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用したことにより、売上高は69億7千1百万円減少しております。このため、当連結会計年度の連結売上高の対前年同期増減率は記載していません。

損益面では、原材料価格の高騰や物流コストの上昇の影響があったものの、売上高増加や原価低減、出張や各種活動などの抑制が継続したこともあり、営業利益は53億3千7百万円と前連結会計年度比24億7千5百万円の増益(86.5%増)となりました。

また、経常利益につきましては、持分法適用会社の主要需要業界である半導体業界向けが好調に推移したことや、前年に比較し自動車業界向けなどが回復したことにより、131億9千3百万円と前連結会計年度比72億8千2百万円の増益(123.2%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、104億8千9百万円と前連結会計年度比57億6千5百万円の増益(122.1%増)となりました。

#### 売上高

第93期	837億3千4百万円
	↑
第92期	786億9千7百万円

#### 経常利益

第93期	131億9千3百万円 [123.2%増]
	↑
第92期	59億1千万円

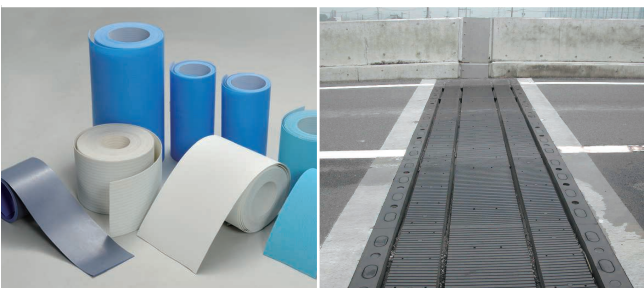
#### 営業利益

第93期	53億3千7百万円 [86.5%増]
	↑
第92期	28億6千1百万円

#### 親会社株主に帰属する当期純利益

第93期	104億8千9百万円 [122.1%増]
	↑
第92期	47億2千3百万円

## ベルト・ゴム製品事業



売上高

259億1千5百万円

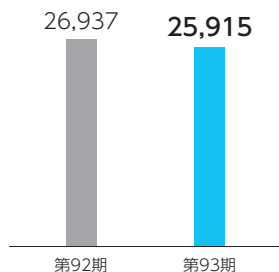
売上高構成比  
30.9%

### ●主な事業内容

ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、感温性粘着テープ

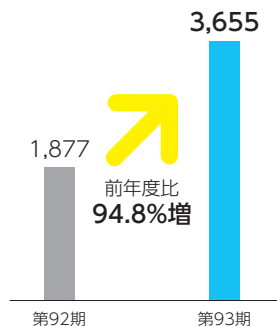
#### 売上高

(単位:百万円)



#### セグメント利益

(単位:百万円)



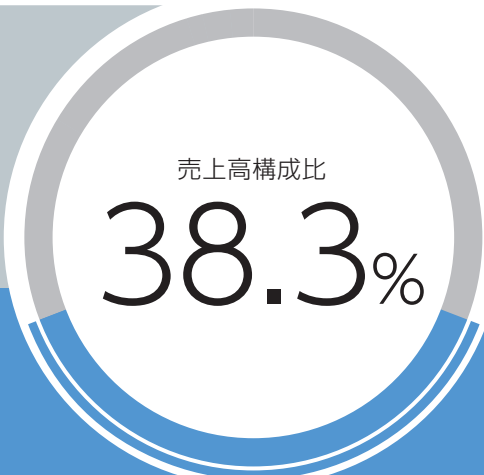
国内では、物流業界向けが好調に推移し、工作機械向けも回復傾向となりました。海外では、物流業界向けや繊維業界向け等が好調でした。

以上の結果、売上高は259億1千5百万円(前連結会計年度は269億3千7百万円)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は68億8千3百万円減少しております。セグメント利益は、36億5千5百万円と前連結会計年度比17億7千8百万円の増加(94.8%増)となりました。

(注)当連結会計年度より2021年4月1日付けの組織変更に伴う管理区分の見直しを行い、従来「その他産業用製品事業」に含めておりました感温性粘着テープ及びセンサ製品を「ベルト・ゴム製品事業」に変更しております。なお、前連結会計年度の売上高及びセグメント利益については変更後の区分により作成しております。



## ホース・チューブ製品事業



売上高

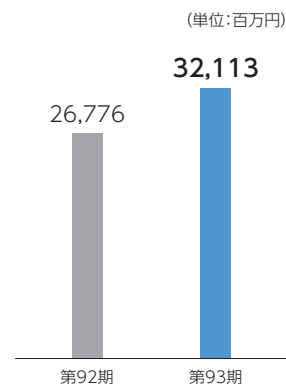
# 321

億 1千3百万円

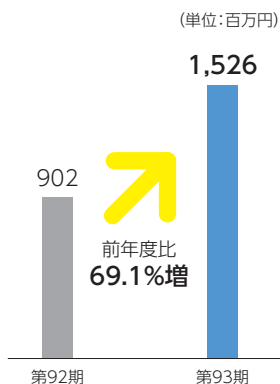
### ●主な事業内容

樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品

### 売上高



### セグメント利益



国内では、半導体製造装置向けや建設機械向けが好調に推移しましたが、自動車業界向けは半導体不足による生産調整等の影響を受け、年度後半に減速しました。海外では、アジア圏で建設機械向けや半導体製造装置向けが好調に推移しました。

以上の結果、売上高は321億1千3百万円(前連結会計年度は267億7千6百万円)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は2千4百万円減少しております。セグメント利益は、15億2千6百万円と前連結会計年度比6億2千3百万円の増加(69.1%増)となりました。



## 化工品事業



売上高

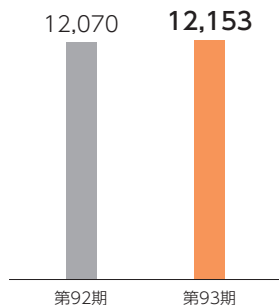
**121** 億 5千3百万円

### ●主な事業内容

高機能製品、産業資材製品、建設資材製品、防水資材製品

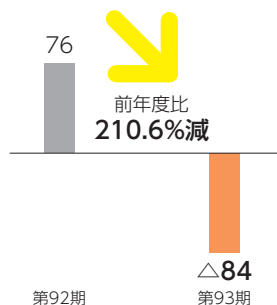
#### 売上高

(単位:百万円)



#### セグメント利益

(単位:百万円)



国内では、鉄道部品、海外では、OA機器向け製品が堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は121億5千3百万円(前連結会計年度は120億7千万円)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は6千4百万円減少しております。セグメント利益は、鉄道部品に関する製品補償引当金を計上したため、8千4百万円の損失と前連結会計年度比1億6千1百万円の減少となりました。

## その他産業用製品事業



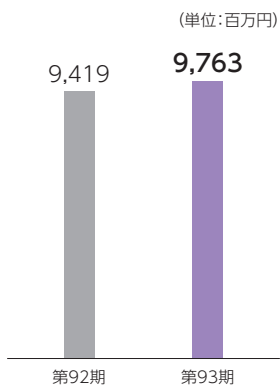
売上高

97億6千3百万円

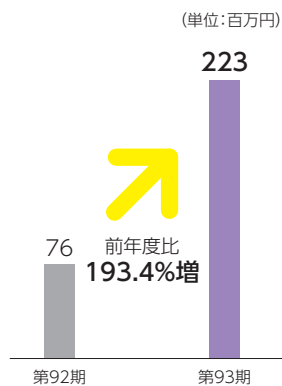
### ●主な事業内容

空調製品、医療用ゴム製品、プラスチック製医療機器

### 売上高



### セグメント利益



空調製品は、半導体業界向けや測定器の需要が堅調でした。

以上の結果、売上高は97億6千3百万円(前連結会計年度は94億1千9百万円)となりました。セグメント利益は、2億2千3百万円と前連結会計年度比1億4千7百万円の増加(193.4%増)となりました。

## 不動産事業

コロナ禍による一部テナントの退去や賃料改定もあり、売上高は8億1千1百万円となりました。セグメント利益は、2億2千3百万円と前連結会計年度比3千8百万円の減少(14.5%減)となりました。

売上高

8億1千1百万円

●主な事業内容  
土地及び建物の賃貸

売上高構成比

1.0%

## 経営指導事業

経営指導の対象となる関連会社の業績が好調に推移した結果、売上高は16億4千5百万円となりました。セグメント利益は、14億5千7百万円と前連結会計年度比1億9千6百万円の増加(15.6%増)となりました。

売上高

16億4千5百万円

●主な事業内容  
関係会社に対する経営指導

売上高構成比

2.0%

## その他

自動車運転免許教習事業や北海道における山林事業で構成されるその他の事業の売上高は13億3千2百万円となりました。セグメント利益は、1億1千7百万円と前連結会計年度比8千6百万円の増加(273.4%増)となりました。

売上高

13億3千2百万円

●主な事業内容  
自動車運転免許教習事業、山林事業、  
畜産事業、業務受託

売上高構成比

1.6%

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は27億1千万円であり、その主なものは次のとおりであります。

### ①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

千葉物流加工センター 土地取得

子会社

ニッタムアー科技(常州)有限公司 工場兼倉庫棟増築

### ②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当社

千葉物流加工センター 建築工事

### ③重要な固定資産の売却、撤去、減失

当社

パークゴルフ場 北コース撤去

## (3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、特に重要なものではありません。

## (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症はワクチン接種が普及しているものの、未だ収束が見通せず、世界経済及び社会に大きな影響を与えています。当社を取り巻く環境は、好調に推移することが見込まれる物流業界や半導体業界など明るい材料はあるものの、中国のゼロコロナ政策やウクライナ情勢の影響などによる売上高の減少や、更なる原材料価格の高騰、物流コストの上昇などによる業績の下振れリスクも懸念されます。

このような環境下ではありますが、当社グループは中長期経営計画『SHIFT2030』の2年目として、目標の達成に向けてチャレンジしていきます。

次期の連結業績予想につきましては、売上高は860億円(前連結会計年度比2.7%増)、営業利益は53億円(前連結会計年度比0.7%減)、経常利益は124億円(前連結会計年度比6.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は100億円(前連結会計年度比4.7%減)を予定しております。

## 中長期経営計画『SHIFT2030』の概要

### ▶ ビジョンステートメント(あるべき姿)

ものづくりを核としたシフトイノベーター

### ▶ SHIFT2030 定性目標

#### ① 成長へのSHIFT

- 既存事業の持続的成長
- 新事業の探索
- 新製品開発の加速

#### ② 企業価値向上へのSHIFT

- 品質及びトータルコスト競争力の向上
- コーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化
- ESG推進とSDGsのGoal達成

#### ③ さらなるグローバル化へのSHIFT

- 各事業の更なるグローバル展開
- コーポレート部門によるグローバルサポート強化

### ■ 東京証券取引所プライム市場へ移行

当社は、2022年4月4日に東京証券取引所プライム市場へと移行しました。

「プライム市場」上場企業として、ガバナンスレベルの更なる高度化と持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

### ■ 国連グローバル・コンパクト(UNGC)への署名

当社は、2021年11月17日付で国連が提唱する「国連グローバル・コンパクト(UNGC)」に署名しました。今回のUNGCへの賛同を機に、改めて「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野10原則を支持し、その実現に向けた活動を展開してまいります。

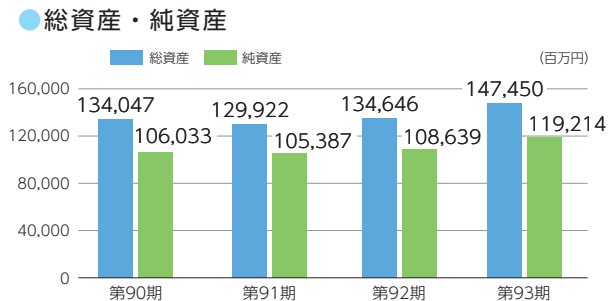
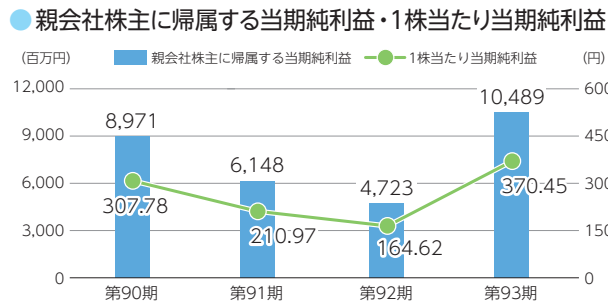
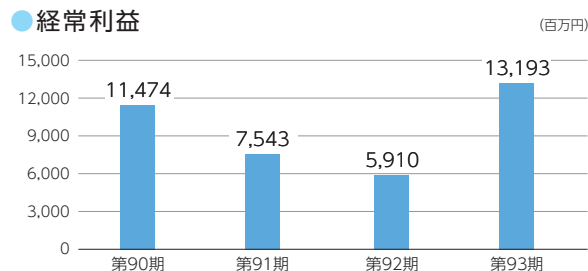
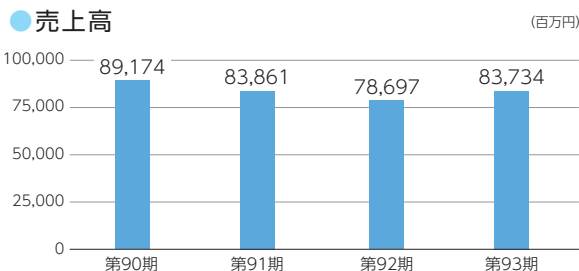


## (5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2019年3月期 第90期	2020年3月期 第91期	2021年3月期 第92期	2022年3月期 第93期 (当連結会計年度)
売上高	89,174百万円	83,861百万円	78,697百万円	83,734百万円
経常利益	11,474百万円	7,543百万円	5,910百万円	13,193百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	8,971百万円	6,148百万円	4,723百万円	10,489百万円
1株当たり当期純利益	307.78円	210.97円	164.62円	370.45円
総資産	134,047百万円	129,922百万円	134,646百万円	147,450百万円
純資産	106,033百万円	105,387百万円	108,639百万円	119,214百万円

(注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。なお、当社は、第92期において、従業員持株会信託型ESOPを導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

2.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第93期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。



## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ニッタ化工品株式会社	90百万円	100.0%	工業用ゴム製品及び樹脂製品の製造・販売
株式会社パワーテクノ	50百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
関西化工株式会社	20百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタエアソリューションズ株式会社	30百万円	100.0%	空気清浄製品の販売
浪華ゴム工業株式会社	45百万円	100.0%	医療用ゴム・プラスチック製品の製造・販売
ニッタコーポレーションオブアメリカ	11百万US\$	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の製造・販売
ニッタムアーメキシコS.de R.L.de C.V.	13百万US\$	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
韓国ニッタムアー株式会社	450百万WON	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
ニッタムアー科技(常州)有限公司	67百万人民币	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売

### ② 企業結合の成果

当社の連結対象会社は、上記の重要な9社を含め、連結対象子会社32社、持分法適用関連会社11社で構成されております。

当期の連結売上高は、837億3千4百万円(前連結会計年度は786億9千7百万円)となりました。

また、連結経常利益は、131億9千3百万円(前年度比123.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、104億8千9百万円(前年度比122.1%増)となりました。

### ③ 技術提携の状況

技術提携の主要な相手先は、ドイツのトランスノルムシステム社及び米国のテクスキャン社等であります。

## (7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
ベルト・ゴム製品事業	ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、感温性粘着テープ
ホース・チューブ製品事業	樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品
化工品事業	高機能製品、産業資材製品、建設資材製品、防水資材製品
その他産業用製品事業	空調製品、医療用ゴム製品、プラスチック製医療機器
不動産事業	土地及び建物の賃貸
経営指導事業	関係会社に対する経営指導
その他	自動車運転免許教習事業、山林事業、畜産事業、業務受託



## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

名 称	所 在 地
本社	大阪府大阪市浪速区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
北陸営業所	石川県金沢市
奈良工場	奈良県大和郡山田市
高知工場	高知県香美市

名 称	所 在 地
東京支店	東京都中央区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
静岡営業所	静岡県静岡市葵区
名張工場	三重県名張市
北海道事業所	北海道中川郡幕別町

### ② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
ニッタ化工品株式会社	大阪府大阪市浪速区
関西化工株式会社	兵庫県神戸市長田区
浪華ゴム工業株式会社	奈良県大和高田市
ニッタムアーメキシコS.de R.L.de C.V.	メキシコサンルイスポトシ州
ニッタムアー科技(常州)有限公司	中華人民共和国江蘇省

名 称	所 在 地
株式会社パワーテクノ	東京都葛飾区
ニッタエアソリューションズ株式会社	東京都中央区
ニッタコーポレーションオブアメリカ	米ジョージア州
韓国ニッタムアー株式会社	大韓民国慶尚北道龜尾市

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,971名	30名減

### ② 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減
1,073名	12名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は少数のため省略しております。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	804百万円

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 30,272,503株  
 (3) 株主数 6,086名  
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,266	11.40
新田ゴム工業株式会社	2,842	9.92
アイビーピー株式会社	2,301	8.03
合同会社オンガホールディングス	1,430	4.99
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,373	4.79
ニッタ取引先持株会	982	3.42
ニッタ共栄会	656	2.29
新田 忠	498	1.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	454	1.58
日本ゼオン株式会社	424	1.48

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式1,631,925株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、従業員持株会信託型ESOPの信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式356,800株を含んでおりません。

3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

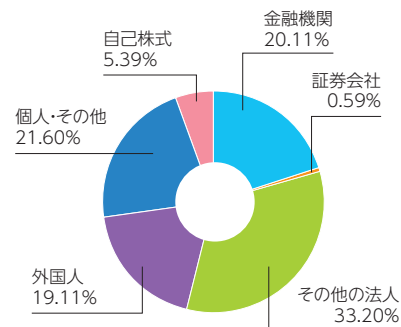
### (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当該事業年度中に交付した株式報酬の内容は、「4. 会社役員に関する事項」(2)④に記載のとおりです。

#### 取締役、執行役員に交付した株式の区分別合計

役職	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	14,835株	6
執行役員(兼務取締役を除く。)	11,701株	7

ご参考 所有者別株式分布状況



### 3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石切山 靖 順	代表取締役社長兼社長執行役員、指名・報酬委員会委員	
小 林 武 史	代表取締役兼専務執行役員コーポレートセンター管掌、指名・報酬委員会委員	
島 田 晴 示	取締役兼常務執行役員 ニッタ・ムアー事業部兼テクニカルセンター管掌	
吉 田 隆 彦	取締役兼執行役員テクニカルセンター長	
萩 原 豊 浩	取締役兼執行役員関連会社担当	ゲイツ・ユニッタ・アジア(株) 代表取締役副社長
北 村 精 一	取締役兼執行役員工業資材事業部長	
中 尾 正 孝	取締役、指名・報酬委員会委員長	公認会計士中尾正孝事務所 所長 オカダアイオン(株)社外監査役
豊 島 ひろ江	取締役、指名・報酬委員会委員	中本総合法律事務所 弁護士 日東富士製粉(株)社外取締役(監査等委員)
池 田 剛 久	取締役、指名・報酬委員会委員	三井住友ファイナンス&リース(株) 代表取締役専務執行役員
藤 田 浩 治	常勤監査役	
赤 井 順 一	常勤監査役	
森 本 三 義	監査役	学校法人新田学園理事 学校法人聖カタリナ学園監事
手 島 恒 明	監査役	(株)ニッセイ基礎研究所代表取締役社長 京成電鉄(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役 中尾正孝、豊島ひろ江及び池田剛久の3名は、社外取締役であります。なお、3名は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 森本三義及び手島恒明の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 中尾正孝氏が所長を務める公認会計士中尾正孝事務所及び社外監査役を務めるオカダアイオン株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
4. 取締役 豊島ひろ江氏がパートナーを務める中本総合法律事務所及び社外取締役を務める日東富士製粉株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

5. 取締役 池田剛久氏が代表取締役を務める三井住友ファイナンス&リース株式会社と当社との間には、当社が使用する設備に関するリース契約の取引がありますが、直前事業年度における同社の売上高及び当社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満です。
6. 監査役 森本三義氏が理事を務める学校法人新田学園及び監事を務める学校法人聖カタリナ学園と当社との間に、記載すべき関係はありません。
7. 監査役 手島恒明氏が代表取締役社長を務める株式会社ニッセイ基礎研究所及び社外監査役を務める京成電鉄株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
8. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2021年6月24日開催の第92期定時株主総会において、北村精一氏、池田剛久氏が取締役新たに選任され、また、赤井順一氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 取締役 芳村恵司、菅充行の各氏及び常勤監査役 井上清孝氏は2021年6月24日開催の第92期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
- (3) 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
	変更前	変更後	異動年月日
小林 武史	代表取締役兼専務執行役員総務CSR・経営管理・人事管掌、指名・報酬委員会委員	代表取締役兼専務執行役員コーポレートセンター管掌、指名・報酬委員会委員	2021年4月1日
島田 晴示	取締役兼常務執行役員ニッタ・ムアール事業部長	取締役兼常務執行役員ニッタ・ムアール事業部兼テクニカルセンター管掌	2021年4月1日
萩原 豊浩	取締役兼執行役員工業資材事業部長	取締役兼執行役員関連会社担当	2021年4月1日
	取締役兼執行役員関連会社担当	取締役兼執行役員関連会社担当 ゲイツ・ユニッタ・アジア(株)代表取締役副社長	2021年6月24日
手島 恒明	(株)ニッセイ基礎研究所代表取締役社長	(株)ニッセイ基礎研究所代表取締役社長 京成電鉄(株)社外監査役	2021年6月29日

9. 当社は、2018年12月に、指名・報酬委員会を設置しております。
10. 当社は、執行役員制度を導入しており、2022年3月31日現在の執行役員は上表6名の兼務取締役のほか、次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
篠田 重喜	常務執行役員 コーポレートセンター長兼購買担当
鈴木 弘樹	執行役員 クリーンエンジニアリング事業部長兼製造部長
木下 一成	執行役員 総務CSR、経営管理担当
濱田 雄二	執行役員 人事担当
石塚 隆文	執行役員 奈良工場長、TNSセンター長兼安全環境品質担当
泉 敦	執行役員 ニッタ・ムアール事業部長
磯田 修一	執行役員 経営戦略室長兼デジタル統括推進担当

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	209 (20)	153 (20)	16 (-)	39 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	48 (13)	48 (13)	- (-)	- (-)	5 (2)

(注) 期末現在役員は、取締役9名、監査役4名ですが、支給人員及び支給額には、当期中に退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第91期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)です。また、譲渡制限付株式報酬については、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第90期定時株主総会において年額100百万円以内、株式数の上限を年50千株以内(社外取締役は付与対象外)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第65期定時株主総会において年額80百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

### ③ 業績連動報酬(短期業績連動報酬)に関する事項

業績連動報酬は、単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、各事業年度終了後に、各事業年度の「全社業績評価」及び「各役員の個人業績評価」に応じて支払われる金銭報酬です。原則として毎年6月に年間報酬総額を決定し、これを12で除した金額が毎月金銭で支払われます。

「全社業績評価」は、定量評価で判断するものとし、その評価指標には、中長期的な成長を目指すための年度決算の主要な指標である連結売上高及び連結営業利益額、並びに、企業価値向上を目指す指標である連結営業利益率を採用しています。

「各役員の個人業績評価」については、業績とマネジメントの双方を評価するために定量評価と中長期経営計画の実行計画に基づいた定性目標の達成度で判断するものとし、定量評価の評価指標としては、担当部門における連結売上高、連結営業利益額及び連結営業利益率の予算達成度及び前年度比改善度を採用しています。

当該事業年度における業績連動報酬に係る全社業績の評価指標、実績、前年度改善度(いずれも連結ベース)は、次のとおりです。



全社業績の評価指標	2021年3月期実績	前年度比改善度
連結売上高	78,697百万円	△5,164百万円
連結営業利益額	5,910百万円	△1,632百万円
連結営業利益率	7.51%	△1.48%

#### ④ 非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)の内容

譲渡制限付株式報酬は、2019年度に、役員報酬制度の見直しの一環として導入した報酬制度で、当社の取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬債権を支給するものです。当該報酬は、原則として毎年7月に支給されます。なお、当該譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額は年額1億円以内、株式数の上限を年50千株以内と定めております。

その交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」(5)に記載のとおりです。

#### ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### A. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役(執行役員も同様です)の報酬に関する基本方針は、指名報酬委員会の答申に基づき、2021年2月5日開催の取締役会にて審議、決定しております。

##### B. 決定方針の内容の概要

(イ) 当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の基本方針は、次のとおりです。

- (i) 取締役にとって各年の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブになるとともに、取締役に中期経営計画の達成等を通じた中長期に亘る企業価値の持続的な向上を十分に意識づける報酬構成とする
- (ii) 当社の取締役任命基準を満たす能力、適性を有する優秀人材を役員として確保するために、同規模・同業種の企業と比較して、十分に競争力のある報酬水準とする
- (iii) 透明性が高く、公平かつ公正な評価を実現しうる報酬制度とする

(ロ) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

(i) 社外取締役を除く取締役の個人別の報酬

社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成されます。また、退職時に慰労金は支給されません。各報酬の内容及び額又は算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)の概要は、以下のとおりです。

(a)固定報酬

固定報酬は、企業成長を牽引するための資質や能力を十分に発揮し、かつ職責に応えるための基本報酬として毎月金銭で支払うものとし、外部調査機関の調査結果を参考にした指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が、役位毎の報酬表を「役員報酬内規」に定めております。

(b)業績連動報酬

上記③をご参照ください。なお、業績連動報酬は、指名・報酬委員会の助言に基づき取締役会で決議された「役員報酬内規」に定めた算定方法に従って具体的な報酬金額が算出され、取締役会にて決議します。

(c)譲渡制限付株式報酬

上記④をご参照ください。なお、譲渡制限付株式報酬として付与する金銭報酬債権の額は、指名・報酬委員会の助言に基づき取締役会で決議された「譲渡制限付株式報酬内規」に定められた役位ごとの金額表及び取扱規程に基づき算出され、取締役会にて決議します。また、付与株式数については、「譲渡制限付株式報酬内規」に定められた期日の東京証券取引所における当社株式の終値及び取扱規程を基礎に算出され、取締役会にて決議します。

(ii)社外取締役及び監査役の報酬

社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、各社外取締役の報酬額は株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、取締役会で決定しております。

また、監査役の報酬は、固定報酬のみとし、各監査役の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、監査役会の決議により決定しております。

(ハ)報酬水準

当社の取締役、執行役員及び監査役の報酬水準については、指名・報酬委員会において、毎年外部調査機関による役員報酬調査結果を参考に、当社と規模、業種等の類似する企業の水準を確認し、また、当社の業績等も勘案して、適切かつ妥当な水準かを審議・検討しております。

(二)報酬の構成割合

報酬の構成は、上記(ロ)に記載の通りですが、種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考として、業績連動報酬の目標を100%達成した場合において、報酬の構成割合が、概ね 固定報酬:業績連動報酬:譲渡制限付株式報酬=70:10:20(年換算)となるように設定しております。なお、経営の監督機能を担う社外取締役及び監査を担う監査役については、それぞれ適切にその役割を担うために独立性を確保する必要があることから、業績連動報酬は採用せず、固定報酬のみとしております。

(ホ)報酬ガバナンスについて

(i)任意の指名・報酬委員会

当社は、任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております(2018年12月設置)。同委員会 は、取締役会からの諮問を受け、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成等に

ついて、取締役会に答申します。また、取締役の個別報酬額の算定に係る業績評価等に関する事項を審議し、その結果を取締役に助言します。取締役会は、同委員会の答申及び助言に基づき、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成割合及び取締役の個別報酬額等を決定します。

(ii) 指名・報酬委員会の構成

指名・報酬委員会は、取締役会決議により3名の社外取締役と2名の社内取締役の計5名で構成され、委員長は社外取締役が務めています。同委員会の構成は次のとおりです。

	氏 名				役 位
委員長	中	尾	正	孝	社外取締役
委員	豊	島	ひ	ろ江	社外取締役
委員	池	田	剛	久	社外取締役
委員	石	切	山	靖 順	代表取締役社長兼社長執行役員
委員	小	林	武	史	代表取締役兼専務執行役員

C. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役が委員長を務める中立的な指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としても基本的にその答申を尊重し、当該報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況(出席回数)	主な活動状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要
中尾正孝	取締役会 12/12回 社外役員連絡会 13/13回 CSR推進・リスク管理委員会 4/4回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行った上で、取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 また、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
豊島ひろ江	取締役会 12/12回 社外役員連絡会 13/13回 CSR推進・リスク管理委員会 4/4回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行った上で、取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 また、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
池田剛久	取締役会 9/9回 社外役員連絡会 10/10回 CSR推進・リスク管理委員会 3/3回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行った上で、取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 また、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
森本三義	取締役会 12/12回 監査役会 12/12回 社外役員連絡会 13/13回 CSR推進・リスク管理委員会 4/4回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行った上で、取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
手島恒明	取締役会 12/12回 監査役会 12/12回 社外役員連絡会 13/13回 CSR推進・リスク管理委員会 4/4回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行った上で、取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は12回、監査役会の開催回数は12回、社外役員連絡会の開催回数は13回、CSR推進・リスク管理委員会の開催回数は4回であります。なお、池田剛久氏の取締役会等の出席状況は、2021年6月24日の就任後に開催された回数のみを対象としています。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、同法第425条第1項に定める額を責任の限度とします。

### ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求訴訟を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額       | 71百万円 |
| ②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額  | 0百万円  |
| ③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 71百万円 |

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

#### ④監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の決定に同意しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

### (5) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、ニッタムアーメキシコS.de R.L.de C.V.、韓国ニッタムアー株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

## 6 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議をしております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、株主総会及び取締役会議事録を文書で記録し、10年間保存する。

また、その他重要文書は、社内規程に則り管理する。なお、監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することができる。

#### ② 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのCSR推進並びにリスク管理を統括する機関として、取締役及び監査役等が出席する「CSR推進・リスク管理委員会」を定期的に開催し、グループ全体のCSR推進並びにリスク管理に係る課題・対応を審議する。

(i) 当社グループの役員及び使用人の法令等遵守の徹底とCSR活動の推進のために、「NITTAグループ行動憲章」を定めるとともに、「CSR推進・リスク管理委員会」内に「CSR推進部会」を設け、役員及び使用人への教育・研修を推進する。

(ii) リスク管理を担当する機関として、「CSR推進・リスク管理委員会」内に「リスク管理部会」を設置し、リスクの把握及び回避・低減・未然防止に取り組む。

(iii) 不祥事の未然防止や早期発見を目的に、経営陣から独立した内部通報制度(NITTAグループホットライン)を設ける。

(iv) 事業活動において、品質・環境・労働安全衛生の継続的改善の実行に取り組む。

(v) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事故その他の事象が発生した場合の初動対応を指揮命令する機関として、「危機管理本部」を発動し、損害の拡大あるいは事業が継続できなくなるリスクに対応する。

(vi) 財務報告の適正性を確保するための体制を構築し、運用する。

(vii) 当社グループのリスクに関する内部監査を実施する体制を整備し、運用する。

#### ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 当社グループにおける各職位の権限及び責任の範囲については、「職務権限規程」、「稟議決裁規程」並びに「関係会社管理規程」により適切に定め、効率的に職務執行する体制を確保する。

(ii) 取締役会の意思決定の迅速化とリスク管理のため、重要事項は、常勤役員で構成される経営会議で事前に協議・検討した後、取締役会で審議を行う。

(iii) 執行役員制度の下、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離させるとともに業務執行権限の委譲を行い、効率的な業務執行を図る。



- ④ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 関係法令及び「NITTAグループ行動憲章」等に基づいて、公正な取引、企業倫理、環境保全及び社会貢献等の推進及び啓発活動を行う。
  - (ii) 当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、主管部門を定め、管理・助言・指導を行うとともに、経営上必要な事項に関しては、主管部門を通じて当社への定期的な報告を義務づける。
  - (iii) 次のような事項に関しては、担当部署を定め、当社とグループ会社で協力、支援を行う。
    - a. CSR、ISO、労働安全衛生の推進
    - b. 非常事態発生時の当社への報告体制等を定めた「危機管理マニュアル」作成
    - c. 当社内部監査部門による監査
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、監査役会の主導で職務を遂行する専属の使用人を置く。また、内部監査担当者をはじめ、社内関係者により協力を行う。
- ⑥ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動に関しては、事前に監査役会と協議する。
- ⑦ 当社並びに当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (i) 当社グループの役員及び使用人が監査役に報告すべき事項は、法令、定款その他の社内規程に定められた事項とする。
  - (ii) 内部通報制度の一次窓口を外部に委託し、二次窓口は社外取締役並びに監査役として一次窓口から報告を受取る。
  - (iii) 当社グループの役員及び使用人が、通報者の氏名等を知りえた場合であっても、通報したことを理由として通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課における否定的評価、その他通報者に対して不利益取扱いをしてはならない。
- ⑧ 監査役は、取締役会、経営会議、業績報告会等の重要会議に出席し、意見を述べることができ、これら監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求については、その内容にかかわらず遅滞なく全額を支払う。
- また、内部監査部門並びに子会社の監査役は、実施した監査結果に関して、監査役と定期的な報告会を行い、情報の共有化を図る。

## ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき毅然として対処する。その旨を「NITTAグループ行動憲章」に定め、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務CSRグループとし、事案発生時の報告及び対応に係るマニュアル等の整備を行い、反社会的勢力には警察・暴力追放センター等関連機関と連携を図り、組織的に対処する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの不断の見直しによって、当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備・強化に取り組んでおります。

当社及びグループ会社の内部統制システムの整備並びに運用状況の有効性を当社の内部監査部門がモニタリングしてこれを評価し、改善をはかっております。

### ② コンプライアンス

当社は、「NITTAグループ行動憲章」を制定し、コンプライアンスについて、社内研修やeラーニングでの教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを定期的に行っております。

また、当社は、「CSR推進・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス並びに環境・安全・衛生等、CSRに関する事項について討議・検討を行っております。当期は、同委員会を4回開催しました。更に、「CSR推進部会」を設置して定期的開催し、コンプライアンスの推進等に関する取り組みを企画・実施しています。

また、当社グループ内の不正行為等の未然防止や早期発見を目的とした内部通報制度（NITTAグループホットライン）を設け、運営しております。

### ③ リスク管理体制

当社は、前述のとおり、「CSR推進・リスク管理委員会」を設置し、同委員会において災害・事故への対応やリスク管理についても討議・検討を行っております。また、「リスク管理部会」を設置して定期的開催し、リスクの把握及び回避・防止に取り組んでおります。

### ④ 内部監査

当社の内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

内部監査の結果については、定期的に当社の監査役と連携を図りながら、社外取締役並びに社外監査役が出席するCSR推進・リスク管理委員会において、取締役及び監査役に報告しております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容及びその取組み(概要)

当社取締役会は、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、経営指針、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社は、当社株式の大規模な買付行為がなされた場合において、これを受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであるという考えから、2007年6月26日開催の第78期定時株主総会において、買収防衛策の導入は株主総会の決議で定めることができるとする定款変更を行いました。また、同時に買収防衛策の内容についても株主の皆様にお諮りし、ご承認いただいております。また、本買収防衛策の有効期間は2年間としておりましたので、2009年6月25日開催の第80期定時株主総会において、同内容の買収防衛策の有効期間を3年に変更したうえで、2012年6月26日開催の第83期定時株主総会、2015年6月24日開催の第86期定時株主総会、2018年6月22日開催の第89期定時株主総会及び2021年6月24日開催の第92期定時株主総会において承認を得て継続しております。

なお、その概要は次のとおりであります。

議決権割合が20%以上となるような当社株式の大規模買付行為を行おうとする者(当社取締役会が同意した者を除く)に対し、(1)事前に大規模買付者の概要、買付目的、買付価格の根拠及び経営方針などに関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提出すること、(2)当社取締役会による当該大規模買付行為に対する評価期間が経過した後大規模買付行為が開始されるべきであること、とするルールを設定し、このルールが遵守されない場合には、株主利益の保護のため、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う可能性があることといたしました。

また、大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、前記の対抗措置をとることもあるとしております。

なお、公正を期するため、大規模買付行為に対して、取締役会が講じる措置の是非を検討し、取締役会に勧告する機関として、当社の社外取締役、社外監査役及び社外有識者による独立委員会を設置しております。

## ② 具体的な取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

①に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第93期 (2022年3月31日現在)	第92期(ご参考) (2021年3月31日現在)	科目	第93期 (2022年3月31日現在)	第92期(ご参考) (2021年3月31日現在)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>79,343</b>	<b>71,152</b>	<b>流動負債</b>	<b>22,154</b>	<b>19,981</b>
現金及び預金	29,909	27,292	支払手形及び買掛金	11,886	12,019
受取手形及び売掛金	20,272	19,641	電子記録債務	3,845	3,121
電子記録債権	9,289	6,722	短期借入金	57	82
有価証券	5,500	4,500	未払法人税等	940	423
棚卸資産	11,575	9,788	賞与引当金	1,137	1,063
その他	2,822	3,243	その他	4,288	3,271
貸倒引当金	△26	△36	<b>固定負債</b>	<b>6,081</b>	<b>6,025</b>
<b>固定資産</b>	<b>68,107</b>	<b>63,494</b>	長期借入金	804	1,039
<b>有形固定資産</b>	<b>23,931</b>	<b>23,925</b>	繰延税金負債	1,411	1,316
建物及び構築物	12,240	12,287	退職給付に係る負債	2,024	1,857
機械装置及び運搬具	5,908	6,354	その他	1,840	1,811
工具器具及び備品	908	901	<b>負債合計</b>	<b>28,235</b>	<b>26,007</b>
土地	3,263	2,868			
リース資産	943	925	<b>純資産の部</b>		
建設仮勘定	562	487	<b>株主資本</b>	<b>114,230</b>	<b>106,842</b>
その他	103	100	資本金	8,060	8,060
<b>無形固定資産</b>	<b>949</b>	<b>1,194</b>	資本剰余金	7,081	7,067
ソフトウェア	443	556	利益剰余金	103,396	95,140
のれん	446	579	自己株式	△4,308	△3,425
その他	59	57	<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>投資その他の資産</b>	<b>43,226</b>	<b>38,374</b>	その他有価証券評価差額金	2,840	3,200
投資有価証券	41,048	36,576	為替換算調整勘定	1,172	△2,358
長期貸付金	13	15	退職給付に係る調整累計額	213	267
退職給付に係る資産	959	728	その他の包括利益累計額合計	4,226	1,108
繰延税金資産	538	372	<b>非支配株主持分</b>	<b>758</b>	<b>687</b>
その他	672	688	<b>純資産合計</b>	<b>119,214</b>	<b>108,639</b>
貸倒引当金	△5	△6	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>147,450</b>	<b>134,646</b>
<b>資産合計</b>	<b>147,450</b>	<b>134,646</b>			

**連結損益計算書**

(単位：百万円)

科目	第93期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第92期(ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	83,734	78,697
売上原価	61,544	59,836
売上総利益	22,189	18,860
販売費及び一般管理費	16,852	15,999
営業利益	5,337	2,861
営業外収益	8,115	3,442
受取利息	87	93
受取配当金	212	192
業務代行収入	154	163
持分法による投資利益	7,271	2,770
為替差益	209	—
貸倒引当金戻入額	1	0
その他	177	221
営業外費用	258	392
支払利息	47	44
業務代行費用	144	153
為替差損	—	117
その他	67	76
経常利益	13,193	5,910
特別利益	86	14
固定資産売却益	6	13
固定資産受贈益	61	—
投資有価証券売却益	18	1
特別損失	510	274
固定資産売却・除却損	103	102
減損損失	396	157
その他	10	14
税金等調整前当期純利益	12,769	5,651
法人税、住民税及び事業税	2,051	1,003
法人税等調整額	160	△150
当期純利益	10,557	4,798
非支配株主に帰属する当期純利益	68	74
親会社株主に帰属する当期純利益	10,489	4,723

## 計算書類

### 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第93期 (2022年3月31日現在)	第92期(ご参考) (2021年3月31日現在)	科目	第93期 (2022年3月31日現在)	第92期(ご参考) (2021年3月31日現在)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>52,431</b>	<b>46,723</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,767</b>	<b>13,377</b>
現金及び預金	15,763	14,784	支払手形	—	41
受取手形	1,731	2,179	電子記録債務	1,939	1,781
電子記録債権	7,489	5,680	買掛金	9,497	9,187
売掛金	11,260	10,773	短期借入金	400	400
有価証券	5,500	4,500	未払金	838	490
商品及び製品	3,015	2,221	未払費用	234	184
仕掛品	101	94	未払法人税等	447	171
原材料及び貯蔵品	1,316	978	預り金	176	113
前払費用	127	121	賞与引当金	918	865
その他	6,133	5,680	設備関係支払手形	190	140
貸倒引当金	△7	△290	その他	124	2
<b>固定資産</b>	<b>49,696</b>	<b>50,555</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,828</b>	<b>3,157</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>13,783</b>	<b>14,181</b>	長期借入金	804	1,039
建物	7,612	8,225	退職給付引当金	1,012	1,056
構築物	332	377	繰延税金負債	—	40
機械装置	2,677	3,047	その他	1,011	1,020
車両運搬具	12	15	<b>負債合計</b>	<b>17,595</b>	<b>16,535</b>
工具器具備品	504	493			
土地	1,968	1,606	<b>純資産の部</b>		
建設仮勘定	467	213	<b>株主資本</b>		
その他	208	201	<b>資本金</b>	<b>8,060</b>	<b>8,060</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>230</b>	<b>292</b>	<b>資本剰余金</b>		
ソフトウエア	201	257	資本準備金	7,608	7,608
その他	28	34	その他資本剰余金	494	480
<b>投資その他の資産</b>	<b>35,682</b>	<b>36,082</b>	<b>資本剰余金合計</b>	<b>8,103</b>	<b>8,089</b>
投資有価証券	12,951	13,443	<b>利益剰余金</b>		
関係会社株式	14,080	13,984	利益準備金	503	503
関係会社出資金	6,022	6,022	その他利益剰余金		
関係会社長期貸付金	1,339	1,747	圧縮積立金	78	81
長期前払費用	57	105	別途積立金	12,900	12,900
前払年金費用	959	728	繰越利益剰余金	56,385	51,383
繰延税金資産	220	—	<b>利益剰余金合計</b>	<b>69,867</b>	<b>64,868</b>
その他	55	55	<b>自己株式</b>	<b>△4,308</b>	<b>△3,425</b>
貸倒引当金	△5	△5	<b>株主資本合計</b>	<b>81,723</b>	<b>77,592</b>
<b>資産合計</b>	<b>102,127</b>	<b>97,279</b>	<b>評価・換算差額等</b>		
			その他有価証券評価差額金	2,809	3,151
			<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>2,809</b>	<b>3,151</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>84,532</b>	<b>80,744</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>102,127</b>	<b>97,279</b>



## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第93期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第92期(ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	45,794	45,293
売上原価	33,792	35,509
売上総利益	12,001	9,784
販売費及び一般管理費	8,725	8,159
営業利益	3,275	1,624
営業外収益	5,536	3,392
受取利息	50	54
受取配当金	5,266	3,097
業務代行収入	154	163
その他	64	76
営業外費用	154	424
支払利息	7	7
業務代行費用	144	153
貸倒引当金繰入額	—	246
その他	2	16
経常利益	8,657	4,592
特別利益	18	1
投資有価証券売却益	18	1
その他	—	0
特別損失	375	480
固定資産売却・除却損	39	43
関係会社株式評価損	—	437
減損損失	335	—
その他	—	0
税引前当期純利益	8,300	4,112
法人税、住民税及び事業税	1,150	443
法人税等調整額	△81	△152
当期純利益	7,231	3,821

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

ニッタ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッタ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

ニッタ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志都  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッタ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画を策定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

ニッタ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 藤 田 浩 治 (印)

常 勤 監 査 役 赤 井 順 一 (印)

社 外 監 査 役 森 本 三 義 (印)

社 外 監 査 役 手 島 恒 明 (印)

以上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



## 株主優待制度のご案内

当社では下記の株主優待制度を実施しております。

また、当社株式を長期間保有していただいている株主様のご支援にお応えするべく長期保有の株主様への優待制度を設けておりますので、ご案内申し上げます。なお、**優待品が乳製品のため、発送時期は夏期を避けて例年11月頃となります。**

### 対象株主

毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様

### 優待内容

グループ会社製品及び北海道の特産品

#### ①保有期間3年以上の株主様

##### 長期保有の株主様への優待制度

※毎年3月31日及び9月30日の株主名簿に、同一の株主番号で連続7回以上記載されていること

100株以上：3,000円相当

1,000株以上：6,000円相当



優待品例(6,000円相当)

#### ②保有期間3年未満の株主様

100株以上：1,200円相当

1,000株以上：3,000円相当

※優待内容につきましては、予告なく変更されることがあります。予めご了承ください。

# 株主総会会場ご案内略図

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号  
**本社 11階会議室**

電話(06)6563-1211(代)

○当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いただきたくお願い申し上げます。  
○当日の受付時間は、午前9時からとなっております。



## アクセス

- J R・大阪環状線「大正駅」……………改札口から東へ徒歩約6分
- 地下鉄・長堀鶴見緑地線「大正駅」……………4番出口から東へ徒歩約5分
- 地下鉄・千日前線「桜川駅」……………4番出口から西へ徒歩約7分
- 阪神・阪神なんば線「桜川駅」……………1番出口から西へ徒歩約5分
- 南海・汐見橋線「汐見橋駅」……………改札口から西へ徒歩約5分



**ニッタ株式会社**

<https://www.nitta.co.jp/>

この報告書は、FSC®認証紙と、環境に優しい植物油インキを使用しています。

